

旭川市内で就職した方の

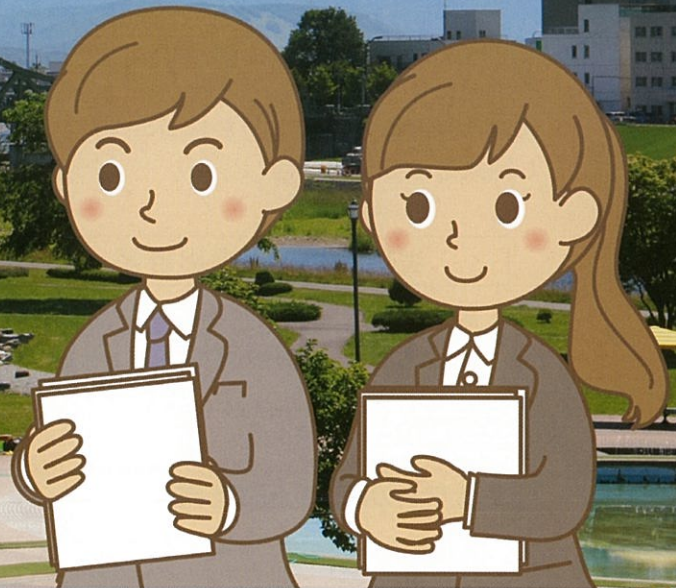
奨学金返済を

支援します

～平成29年3月卒業予定者対象
補助希望者募集のご案内～

北海道旭川市では、地域経済の担い手となる人材を確保するため、大学など高等教育機関を卒業後、旭川市内で就職し地域に定着した方を対象に、在学中に借り入れた奨学金の返済の一部を補助します。

平成29年度に就職予定で補助を希望する方の登録を募集していますので、卒業後も地元でずっと働きたい、又は旭川市へUターン就職をしたい学生の皆さんはぜひご応募ください。
※就職の前年度(在学中)に旭川市へ登録をしていないと補助を受けることができませんのでご注意ください。



○返済補助の対象となる奨学金

独立行政法人日本学生支援機構
第一種奨学金(無利子)

※これ以外の奨学金(日本学生支援機構第二種奨学金等)は補助の対象外です。

○登録の対象となる方

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、大学院のいずれかに在学中で、平成29年3月に卒業後、平成29年度に旭川市内に本社がある企業等に就職(自営含む)し、その後3年以上を経過するまで旭川市内に定着(市内での就業及び居住)する意図がある方。

※補助の対象となる就職先・就職時期等には要件があります。(裏面参照)

※専修学校は高等学校卒業又はそれと同等以上の学力を有すると認められた方を対象とする課程に限ります。

○返済補助の金額

旭川市内に定着している期間内に
右記奨学金の返還金として返済した
金額の1/2

※市内に定着している期間のうち補助の対象期間は3年間を限度とし、年度毎に補助します。

なお、1年度当たりの補助金額には在学中に奨学金を借り入れた高等教育機関の種別に上限額の設定があります。(裏面参照)

※高等専門学校在学中に借り入れた奨学金は、4年次以上での借入分のみ返済補助の対象となります。

○登録受付締切日

平成29年3月31日(金)まで(書類必着)

登録に必要な書類、手続きの流れ等については裏面へ

[問合せ・登録受付先]

旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係 電話:0166-25-7152 FAX:0166-26-7093

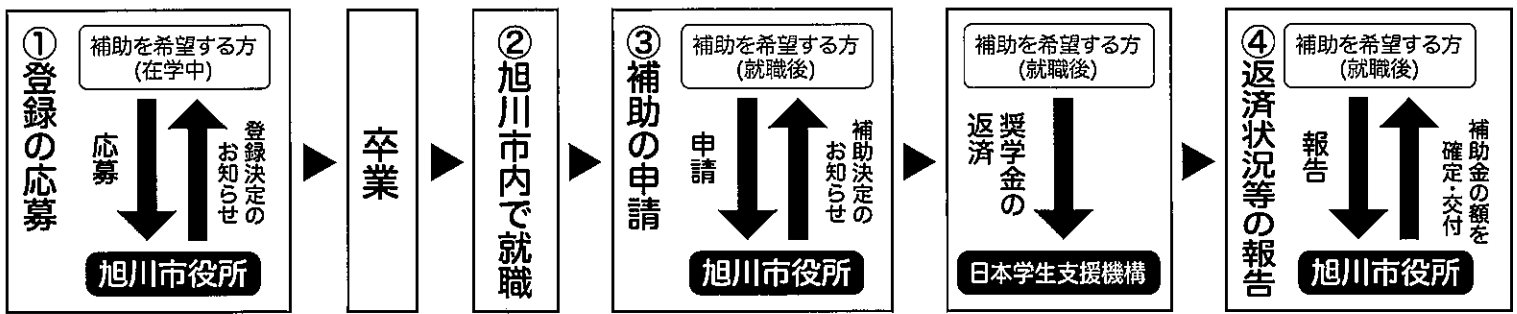
ホームページでのご案内: [旭川市若者地元定着奨学金返済補助金](#) で検索



返済補助の流れ

平成28年度(就職する前年度)

平成29年度(就職する年度)



※平成30年度以降、補助の対象期間が終了するまで、上記③～④の手続きを毎年度繰り返します。

各手続きの時期・留意事項など

①登録の応募(～平成29年3月31日)

補助を受けるには、旭川市内で就職する前年度(在学中)に、市への登録が必要です。

(登録がなければ補助を受けられません)

補助を希望する方は次の書類を期日までに登録受付先(表面に記載)へ提出してください。書類の受理後、審査により登録の可否を決定し結果をお知らせします。

登録手続きの提出書類

1.旭川市若者地元定着奨学金返済補助希望者登録応募用紙(様式第1号)

※様式は旭川市のホームページから(表面参照)ダウンロードできます。

2.奨学金の借入を証する書類

※日本学生支援機構から発行を受けた返還誓約書本人控や貸与奨学金返還確認票の写し、同機構による情報提供システム(スカラネットパーソナル)の返還明細に関する画面をプリントアウトしたものなど

3.在学証明書

②旭川市内で就職

(平成29年4月1日～平成30年4月1日)

平成30年4月1日までに市内で就職しない場合は補助を受けられません。

③補助の申請

(旭川市内で就職後1か月以内)

旭川市内で就職し、次の要件1～3を全て満たす方は補助の申請をすることができます。

1.旭川市内に本社(主たる事業所)の住所がある企業等で、正規雇用(移行見込み含む。)により就業していること。

※ご注意ください!!

- ・市内での就業であっても、旭川市外に本社住所がある企業の旭川支社等での就業、公務員又はそれに準ずる法人(独立行政法人等)の職員としての就業は、補助の対象外です。
- ・“就業”とは自ら事業主となる場合(自営業・新規創業など)を含みます。

- 2.旭川市内に住所を有していること。
- 3.奨学金の返済を延滞していないこと。

④返済状況等の報告

(平成30年3月末)

その年度内に返済した金額等を確認させていただき、補助金額を確定します。

※ただし、報告時点において、旭川市内での就業が認められない状況又は市内に住所を有していない状況になっている場合は、原則として補助は受けられません。(事業主都合による解雇・市外への転勤などやむを得ない事情による場合を除く。)

●補助金額の算出方法

- ・補助の対象期間が終了する年度までその年度に返済した金額の1/2(下記上限額が限度)の8/10の額
- ・補助の対象期間が終了する年度その年度に返済した金額の1/2(下記上限額が限度)に、前年度までに受給した補助金額の25/100の額を加えた額

※「前年度までに受給した補助金額の25/100」は、それまでの各年度に返済した金額の1/2(下記上限額が限度)の2/10に相当します。補助の対象期間満了まで市内に定着し補助を受けた場合、各年度に返済した額の1/2×3年分が受給できることになります。

●1年度当たりの補助上限額

(在学中に奨学金を借り入れた高等教育機関別)

大学	86,000円	専修学校	55,000円
短期大学	55,000円	高等専門学校	55,000円
大学院(修士)	75,000円	大学院(博士)	109,000円

※手続き③、④に必要な書類については、手続き①で登録決定をお知らせする際にご案内します。